

控除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

令和7年度税制改正により、「扶養親族等の所得要件」の変更、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

令和8年度(令和7年分)の申告より適用されます。

下記の表にて金額等よくご確認のうえ、申告書を作成してください。

⑬社会保険料控除	<p>あなたや生計を一にするあなたの家族(親族)が負担することとなっている社会保険料(国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金、農業年金等)を支払った場合 ○支払額の全額 ※ただし、家族(親族)が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った本人の社会保険料控除となります。</p>																				
⑭小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが支払った下記の掛金がある場合 ・小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金 ・確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度の掛金 ○支払額の全額 ※生計を一にする家族(親族)の掛金は控除できません。</p>																				
⑮生命保険料控除	<p>生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】 <table border="1"><thead><tr><th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>12,000 円超～32,000 円以下</td><td>支払額 × 0.5 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,000 円超～56,000 円以下</td><td>支払額 × 0.25 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,000 円を超える場合</td><td>一律 28,000 円</td></tr></tbody></table><p>「一般生命保険料控除(A)」「介護医療保険料控除(B)」「個人年金保険料控除(C)」 適用限度額はA、B、C各 28,000 円だが、合計適用限度額は 70,000 円となる。 A(28,000 円) + B(28,000 円) + C(28,000 円) = 上限 70,000 円</p> (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】 <table border="1"><thead><tr><th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>15,000 円超～40,000 円以下</td><td>支払額 × 0.5 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超～70,000 円以下</td><td>支払額 × 0.25 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円を超えた場合</td><td>一律 35,000 円</td></tr></tbody></table><p>「一般生命保険料控除(A)」「個人年金保険料控除(B)」 適用限度額は従前どおりA、B各 35,000 円、合計適用限度額は 70,000 円となる。 A(35,000 円) + B(35,000 円) = 上限 70,000 円</p> →次のページへ続く</p>	年間支払保険料の合計	控除額	12,000 円以下	支払額	12,000 円超～32,000 円以下	支払額 × 0.5 + 6,000 円	32,000 円超～56,000 円以下	支払額 × 0.25 + 14,000 円	56,000 円を超える場合	一律 28,000 円	年間支払保険料の合計	控除額	15,000 円以下	支払額	15,000 円超～40,000 円以下	支払額 × 0.5 + 7,500 円	40,000 円超～70,000 円以下	支払額 × 0.25 + 17,500 円	70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円
年間支払保険料の合計	控除額																				
12,000 円以下	支払額																				
12,000 円超～32,000 円以下	支払額 × 0.5 + 6,000 円																				
32,000 円超～56,000 円以下	支払額 × 0.25 + 14,000 円																				
56,000 円を超える場合	一律 28,000 円																				
年間支払保険料の合計	控除額																				
15,000 円以下	支払額																				
15,000 円超～40,000 円以下	支払額 × 0.5 + 7,500 円																				
40,000 円超～70,000 円以下	支払額 × 0.25 + 17,500 円																				
70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円																				

	<p>→前のページの続き</p> <p>(3)【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額(ア+イ)が控除額となるが、適用限度額は 28,000 円となる。 ア 新契約の支払保険料は、上記(1)の表で計算した金額 イ 旧契約の支払保険料は、上記(2)の表で計算した金額</p> <p>(1)～(3)を図で表すと下表のようになります。</p>																		
⑯生命保険料控除																			
⑰地震保険料控除	<p>損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)地震保険料</td> <td>50,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)旧長期損害保険料</td> <td>5,000 円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>(1)、(2)の両方がある場合</td> <td></td> <td>(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一契約の場合は、どちらか一方のみ控除対象となります。</p>	区分	年間支払保険料の合計	控除額	(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額 × 0.5	50,000 円超	25,000 円	(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円	15,000 円超	10,000 円	(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)※
区分	年間支払保険料の合計	控除額																	
(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額 × 0.5																	
	50,000 円超	25,000 円																	
(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額																	
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円																	
	15,000 円超	10,000 円																	
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)※																	
⑯寡婦控除	<p>次の(ア)または(イ)に該当する人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人 (控除額 260,000 円)</p> <p>(ア)夫と離別後婚姻していない人で、扶養親族がいる人 (イ)夫と死別後婚姻していない人</p>																		
⑰ひとり親控除	<p>次の(ア)と(イ)の両方に該当する人 (控除額 300,000 円)</p> <p>(ア)婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子(総所得金額等の合計が 58 万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。)を有する人 (イ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人</p>																		
⑲勤労学生控除	<p>学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が 75 万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が 10 万円以下である人 (控除額 260,000 円)</p>																		

	<p>あなた、または同一生計配偶者や扶養親族(年少扶養親族含む)が障がい者である場合 (区分)</p> <p>普通障がい:身体3級~、精神2級~、療育B 特別障がい:身体1・2級、精神1級、療育A</p> <p>○普通障がい者一人につき (控除額 260,000円) ○特別障がい者一人につき(同居以外) (控除額 300,000円) ○特別障がい者一人につき(同居) (控除額 530,000円)</p>																																											
<p>⑩障害者控除</p> <p>※「配偶者控除」と 「配偶者特別控除」は、 どちらか一方のみ該当 します。</p>	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="366 563 1129 826"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>老人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超~950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超~1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1140 595 1540 741" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「老人」は70歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれ) が該当</p> </div>	あなたの合計所得金額	控除額		一般	老人	900万円以下	33万円	38万円	900万円超~950万円以下	22万円	26万円	950万円超~1,000万円以下	11万円	13万円																													
あなたの合計所得金額	控除額																																											
	一般	老人																																										
900万円以下	33万円	38万円																																										
900万円超~950万円以下	22万円	26万円																																										
950万円超~1,000万円以下	11万円	13万円																																										
<p>⑪配偶者特別控除</p> <p>※「配偶者控除」と 「配偶者特別控除」は、 どちらか一方のみ該当 します。</p>	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の場合</p> <p>控除額は配偶者の所得に応じて異なりますので、下表を参照ください。</p> <p>○配偶者特別控除額</p> <table border="1" data-bbox="366 1073 1537 1702"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超~950万円以下</th> <th>950万円超~1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超~95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超~100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超~105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超~110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超~115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超~120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超~125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超~130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超~133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下	58万円超~95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超~105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下																																									
58万円超~95万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
95万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超~105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
<p>⑫扶養控除</p> <p>※令和8年度(令和7年分)から所得要件が引き上げられています。</p>	<p>あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)で令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <p>○一般扶養…平成22年1月2日以後生まれの扶養親族を除く (控除額 330,000円) ○特定扶養…平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの扶養親族 (控除額 450,000円) ○老人扶養…昭和31年1月1日以前生まれの扶養親族 (控除額 380,000円) ○同居老親等…昭和31年1月1日以前生まれで同居している直系尊属 (控除額 450,000円) ○年少扶養…平成22年1月2日以後生まれの扶養親族 (控除額 0円) ただし、障害者控除は適用され、市県民税の非課税判定の人数には含まれます。</p>																																											

㉔特定親族特別控除 (令和8年度(令和7年分)より適用)	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(=「特定親族」※配偶者を除く)で合計所得金額が58万円を超える場合																								
	控除額は特定親族の所得に応じて異なりますので、下表を参照ください。																								
	○特定親族特別控除額																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>58万円超～95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>95万円超～100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>(カ)</td> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>(キ)</td> <td>120万円超～123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>		特定親族の合計所得金額		控除額	(ア)	58万円超～95万円以下	45万円	(イ)	95万円超～100万円以下	41万円	(ウ)	100万円超～105万円以下	31万円	(エ)	105万円超～110万円以下	21万円	(オ)	110万円超～115万円以下	11万円	(カ)	115万円超～120万円以下	6万円	(キ)	120万円超～123万円以下
特定親族の合計所得金額		控除額																							
(ア)	58万円超～95万円以下	45万円																							
(イ)	95万円超～100万円以下	41万円																							
(ウ)	100万円超～105万円以下	31万円																							
(エ)	105万円超～110万円以下	21万円																							
(オ)	110万円超～115万円以下	11万円																							
(カ)	115万円超～120万円以下	6万円																							
(キ)	120万円超～123万円以下	3万円																							
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,450万円以下</th> <th>2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>適用無し</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下	2,500万円超	控除額	43万円	29万円	15万円	適用無し														
合計所得金額	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下	2,500万円超																					
控除額	43万円	29万円	15万円	適用無し																					
あなたのや、生計を一にするあなたの家族(親族)が災害や盗難等にあい損害を受けた場合																									
○(差引損失額－総所得金額等の10%の金額)と (差引損失額のうち災害関連支出額－5万円)のいずれか多い方の金額																									
㉕基礎控除	あなたのや、生計を一にするあなたの家族(親族)の医療費を支払った場合																								
	下記、(1)または(2)のどちらか一方のみ選択できます。																								
	(1)従来の医療費控除																								
	○医療費実質負担額－(10万円または合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額) ＝ 医療費控除額(最高200万円)																								
	※医療費実質負担額とは、令和7年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。																								
	(2)セルフメディケーション税制																								
	○特定健康診査等を受けていて、対象となるスイッチOTC医薬品を購入し、年間購入額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額が対象(上限金額:88,000円)																								

参考 住民税 非課税基準早見表

扶養人数 (配偶者含む)	総所得金額	
	①均等割非課税基準	②所得割非課税基準
0人	38万円	45万円
1人	82.8万円	112万円
2人	110.8万円	147万円
3人	138.8万円	182万円
4人	166.8万円	217万円
5人	194.8万円	252万円

$$\textcircled{1} \text{ 均等割} + \textcircled{2} \text{ 所得割} = \boxed{\text{住民税}}$$

※配偶者特別控除、特定親族特別控除が適用される方は扶養人数には含まれません。

○障がい者、未成年、寡婦、ひとり親は扶養人数に関わらず総所得135万円以下は住民税非課税です。